

秋田市生涯学習講師団の登録要件について

1 【登録の手続きについて】

(1) 登録に同意される場合

ア 登録要件等をご確認の上、『登録承諾書』、『講師情報』および『指導分野一覧』の3点をご提出ください。

なお、『講師情報』の様式(Excel)をホームページからダウンロードし、入力したものを提出して下さっても結構です。

※秋田市のホームページのトップ画面の「カスタム検索」に「1008602」もしくは、「生涯学習講師団」と入力して検索していただければ、現在の講師の登録状況と『講師情報』の様式をご覧いただけます。

また、「生涯学習講師団」のURLは下記のとおりです。

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/shakai-shogai/1008476/1008602.html>

イ 提出方法 同封の返信用封筒で郵送又は持参してください。

(2) 問い合わせ・送付先

秋田市教育委員会生涯学習室

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号(本庁舎5階)

直通 888-5810 FAX 888-5811

E-mail: ro-edlf@city.akita.lg.jp

2 【名簿への登録要件等について】

(1) 秋田市生涯学習講師団名簿

市民の各種学習活動を支援し、学習機会の充実を図るために生涯学習各分野における講師、指導者の情報をまとめた名簿で、市のホームページに公開するものです。

(2) 登録要件

ア 講師登録における要件

(ア) 連絡交渉、契約等については、ご自身の判断で行ってください。

※講師・指導者としての活動は、生涯学習室経由で行うものではありません。各種学習活動への対応は、依頼側(学習希望者)との直接交渉になります。

(イ) 営利を目的とした活動、政治的活動又は宗教的活動に利用しないでください。

(ウ) ホームページ等による公開事項

a 氏名、フリガナ、性別、ニックネーム

b 指導内容・分野、活動歴、PR事項、指導対象、指導人数、指導可能曜日・時間、その他特記事項

c 活動希望区域

イ 登録後の変更

講師登録後、内容に変更があった場合(削除希望、住所・連絡先の変更等)は、随時生涯学習室にご連絡ください。